



令和7年度

民事調停手続相談



民事調停は、お金の貸し借り・土地や建物・交通事故・近隣関係等のトラブルを話し合いにより円満に解決する手続です。

裁判所の民事調停委員が調停手続の利用について行政機関と提携し、**無料**で相談に応じます。**秘密は厳守**されますのでお気軽にご相談ください。

なお、「現在裁判所において係属中の事件の相談」、「法律判断を求める相談」及び「電話での相談」についてはご遠慮ください。

【開催場所・日時】（開催されない月がありますので、事前に電話で確認してください。）

開催場所	日時（祝日除く）	所在地（最寄駅）	提携先
大丸心斎橋店 南館8階 TEL 06-6241-5111	毎月 第1火曜日 13:00～16:30 4・8・12月第2日曜 13:00～16:30	大阪市中央区心斎橋筋1-7-1 （地下鉄 心斎橋駅）	総務省近畿管区 行政評価局
枚方市役所 別館5階市民相談室 TEL 072-841-1221	毎月 第1火曜日 10:00～12:00	枚方市大垣内町2-1-20 （京阪本線 枚方市駅）	枚方市 [注3]
大阪市役所 1階市民相談室 TEL 06-6208-8810 [注1]	毎月 第3水曜日 13:00～15:00	大阪市北区中之島1-3-20 （地下鉄・京阪 淀屋橋駅）	大阪市 [注3]
豊中市役所 市民相談課 TEL 06-6858-2034 [注2]	毎月 第4木曜日 13:00～15:00	豊中市中桜塚3-1-1第2庁舎 （阪急宝塚線 岡町駅）	豊中市 [注3]
高槻市総合センター 12階 TEL 072-674-7130	毎月 第3水曜日 13:30～15:30 6月は3日	高槻市桃園町2-1 （JR高槻駅・阪急高槻市駅）	高槻市 [注4]
高島屋堺店 6階 TEL 06-6941-8358	偶数月 第4水曜日 13:00～15:40(受付)	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 （南海高野線 堺東駅）	総務省近畿管区 行政評価局
岸和田市立浪切ホール 会議室 TEL 072-439-4173	6月第4水曜日 13:00～15:00	岸和田市港緑町1-1 （南海本線 岸和田駅）	[注5]
和泉シティプラザ 南棟2階 TEL 0725-57-6660	5・11月第4水曜日 13:00～15:00	和泉市いぶき野5-4-7 （泉北高速鉄道 和泉中央駅）	

[注1] 事前予約制 ～ 相談日前日（閉庁日の場合は閉庁日前日）10時半～15時半に大阪市役所
予約専用電話（050-1807-2537）に電話予約ください。
空きがある場合は当日11時半まで先着順に窓口で受付を行います。

[注2] 事前予約制 ～ 前週金曜（閉庁日の場合は閉庁日前日）午前9時より市民相談課窓口及び
電話（06-6858-2034）で受け付けます。空きがある場合は当日も応じます。

[注3] 相談対象者 ～ 当該市町村にお住まいの方に限ります。

[注4] 相談対象者 ～ 当該市内にお住まいの方及び通勤・通学されている方に限ります。

[注5] 相談対象者 ～ 岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、忠岡町にお住まいの方に限ります。

☆ 問合せ先：大阪民事調停協会：06-6363-3091

☆ ウェブサイト：大阪地方裁判所 [無料調停手続相談開催のお知らせ](#) | [裁判所](#)

令和7年度 最高裁委嘱

無料調停手続相談

- ・ 調停制度は、お金の貸し借りや不動産賃貸借、近隣関係などのトラブルや離婚や相続などの家庭内のもめごとを裁判所（調停委員会）が当事者の間に立って話し合いで円満に解決する手続です。
- ・ 相談会では、調停委員が紛争内容を個別に伺い、調停の利用に関する相談や調停を進めるための手続を説明します。
- ・ 事前申込みは不要です。お気軽にご相談ください。
- ・ 現在、裁判所において係属している事件の相談、法律判断を求める相談ならびに電話での相談はご遠慮ください。

秘密厳守

◆ 主催 公益財団法人日本調停協会連合会・大阪民事調停協会・大阪家事調停協会

◆ 後援 最高裁判所

◆ 日程と会場（時間は 10:00～16:00 まで）

実施日	場 所	最 寄 駅
10 / 7 (火)	高槻市総合センター 12 階 相談コーナー	阪急京都線「高槻市駅」 JR 京都線「高槻駅」
10 / 8 (水)	ノバティホール 南館 3 階 会議室 A・B	南海高野線「河内長野駅」 近鉄長野線「河内長野駅」
10 / 8 (水) 10 / 17 (金)	大阪市中央公会堂 地下 1 階 大会議室	地下鉄「淀屋橋駅・北浜駅」 京阪本線「淀屋橋駅・北浜駅」 京阪中之島線「なにわ橋駅」
10 / 29 (水)	南海浪切ホール 4 階 会議室 2・3	南海本線「岸和田駅」

◆ お問い合わせ先

民事に関することは、大阪民事調停協会 (06-6363-3091)

家事に関することは、大阪家事調停協会 (06-6947-1420)

◆ ウェブサイト

公益財団法人 日本調停協会連合会 <https://www.choutei.jp/>

大阪地方裁判所・大阪家庭裁判所 <https://www.courts.go.jp/osaka/>